

高松市監査委員告示第 19 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 3 年 7 月 30 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和3年7月30日)



An audit committee member of Takamatsu city



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R3.7.30

措置 通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	H30	H31.2.28	第1号	意見	高松市太陽光発電システム等 設置補助金の交付要件の見直しについて	P20	環境局	環境総務課 地球温暖化対策室	R3.7.6

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	高松市太陽光発電システム等設置補助金の交付要件の見直しについて		
意 見 の 内 容	補助金の交付要件については、補助金の本来の交付目的や再生可能エネルギー政策を取り巻く環境の変化を踏まえ、自家消費型の発電設備も交付対象となるよう、売電の条件を廃止するなど、適切に見直しされたい。		
公表文該当 ページ	P20		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年7月6日
所管課等	環境局 環境局総務課地球温暖対策室
措 置 結 果	本件意見については、太陽光発電システムの本体価格の低下や、国の固定価格買取制度等により、既に太陽光発電システムは十分な投資対効果を有すると判断し、令和3年4月1日付けで「高松市太陽光発電システム等設置補助交付要綱」を廃止することとした。 なお、2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現のためには、発電した電力の自家消費の増加や、家庭全体のエネルギー消費の低下が不可欠であるため、太陽光発電システムと連携する蓄電設備や、エネルギー消費量を抑える家庭用エネルギー・マネジメント・システム並びに住宅のネット・ゼロ・エネルギー化及び高断熱化に補助を行うこととし、令和3年4月1日付けで「高松市スマートハウス等普及促進補助金交付要綱」を施行した。